

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

令和4年度 事業方針

社会福祉協議会（以下、社協）は、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を目指すこととされており、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化するなか、「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりへの対応が求められており、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会では、「社協・生活支援活動強化方針」（以下「強化方針」）を改訂し地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を提示し、着実な推進を図ることとしています。

また、令和3年度においては、長期化している新型コロナウイルスの影響に伴い、失業・休業等による経済的な困窮者の増加や社会環境の変化等により、家族、親子関係、子育てに関することなど、様々な生活不安やストレスの要因となっていたことから、本会では、市民の相談を真摯に受け止め関係機関と連携しながら対応するとともに、市から受託した生活・就労支援センターの運営をはじめ、生活福祉資金特例貸付事業、たすけあい子育てフードバンク事業等の実施により、経済的な不安を抱えた方々の下支えに取り組んでまいりました。

このような社協を取り巻く状況を踏まえ、引き続き令和4年度も住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、市民が抱えるあらゆる深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の福祉課題に向き合い・受け止め、関係機関等と連携を図り課題解決につなげ、いわき市地域福祉計画及び本会の第4次地域福祉活動計画の基本理念である「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」の実現に向け、「強化方針の柱」に示す次の項目を重点項目に定め当該項目に則した事業を展開していきます。

【重点項目】

1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。特に経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、地域住民に寄り添いながら解決や予防に向けて取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
- イ 経済的困窮者等への緊急的なサービスの実施

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ ボランティア活動センター・災害ボランティアセンターの運営
- エ 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業（新規、市受託事業）
- オ 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）
 - ・生活・就労支援センターの運営
- カ 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- キ 福祉総合相談センター事業
- ク いわき市社会福祉法人等連絡会（新規）
- ケ 生活支援相談員等配置事業（改編、県社協受託事業）
- コ 避難行動要支援者マップ作成事業（市受託事業）
- サ 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- シ 生活資金貸付事業
- ス 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- セ 産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託事業）

2 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと日常生活圏域（行政区・自治会、小学校区等）を単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体と協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、ひとりも排除されない地域づくりを進めます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 住民福祉活動の基盤としての第2層協議体の運営及び第3層協議体の支援
- イ 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ つどいの場創出支援事業（改編、市受託事業）
- エ ボランティア育成研修会・連絡会
- オ サマーショートボランティアスクール・青少年福祉体験学習事業

3 相談・支援体制の強化とアウトリーチの徹底

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動、被災者支援事業、総合相談事業など幅広く地域住民の多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関と連携を図りながら解決に努めるとともにアウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりと組織内横断の相談支援体制づくりに取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業、被災者支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の強化
- イ 組織内横断のケース検討会の実施
- ウ 成年後見（法人後見）事業の実施

(2) 主な実施事業

- ア 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業（新規、市受託事業）
- イ 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）
 - ・生活・就労支援センターの運営
- ウ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ・あんしんサポート
- エ 成年後見（法人後見）事業
- オ 生活困窮者生活困窮者生活サポート事業（改編）
- カ 福祉総合相談センター事業
- キ 生活支援相談員等配置事業（改編、県社協受託事業）
- ク 生活資金貸付事業
- ケ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

4 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを行います。また、第4次地域福祉活動計画の点検・評価を図り、市の地域福祉計画と一体的な取り組みをすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 担当部門を越えた行政との連携強化
- イ 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画の点検・評価
- ウ 権利擁護等に関する行政との取り組み強化

【令和4年度新規事業】

1 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の実施について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つを一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」）が創設された。

今般、市より令和4年度からの同事業受託の要請があったことから、事業を受託し、実施するもの。

(1) 事業の目的及び内容

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業として

①属性を問わない相談支援

②参加支援

③地域づくりに向けた支援 が位置づけられ

これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するため

④多機関協働による支援

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化

することとされ、来年度は①から⑤のうち、④について実施するもの。

(2) 事業対象者

福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱えるすべての方。

(3) 配置職員

包括化推進員（1名）を配置し、役割については次のとおり。

ア 多機関協働事業

- ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る

(4) 予算額 7,436千円（市受託金）

2 いわき市社会福祉法人等連絡会について

地域福祉を推進するうえで、市内の専門人材・知識や施設・設備等の社会資源を有効に活用することが必要であり、市内の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域や住民が抱える地域生活課題に関する情報共有を行い、各法人が有機的に協働連携することにより、重層的支援体制整備事業を始めとする地域福祉の充実強化を図ることを目的として組織するもの。

(1) 対象

市内の社会福祉法人及び福祉活動を実践する NPO 団体

(2) 実施内容

ア 各法人が抱える地域福祉に関する課題についてアンケート調査を行い、各法人の現状を共有するとともに、新たな取組みの創出を目指す。

イ 重層的支援体制整備事業に向けた多機関協働事業の共通理解を図る。

(3) 予算額 45 千円（会員会費）

3 七五三お祝い支援事業について

生活困窮者世帯の子どもたちを対象に、子どもの成長を祝う日本の伝統行事である「七五三お祝い」に触れる機会の確保と子どもたちが心豊かに、健全に育っていくための一助になることを目的に iwaki ヘアメイクアカデミーの協力を得て実施します。

(1) 対象者

ア 数え年7歳（女）、5歳（男）、3歳（男女）の次の世帯等

たすけあいフードバンク利用世帯、自立相談支援事業利用世帯、いわきふれあいサポート支援世帯、いわき母子訓練センター利用世帯、児童養護施設育英舎入所者など、30名程度

(2) 実施内容

iwaki ヘアメイクアカデミーの講師及び学生の協力を得て、着物もしくはドレスを着てヘアメイクし、記念撮影とアルバムを提供します。

また、希望者には、iwaki ヘアメイクアカデミー主催の「ヘアショー」（令和4年10月10日（月）いわきアリオス中劇場）にモデルとして参加を予定。

(3) 予算額 421千円（共同募金配分金）

4 親子ふれあいバスハイク事業について

生活困窮者世帯の子どもたちを対象に、親や祖父母と季節感のある余暇活動を楽しむ機会と子どもたちが心豊かに、健全に育っていくための一助になることを目的に実施します。

(1) 対象者

たすけあいフードバンク利用世帯、自立相談支援事業利用世帯、いわきふれあいサポート支援世帯など、75名

(2) 実施内容

新型コロナウイルス感染予防対策のため1回あたり25名の定員として親や祖父母との余暇活動（いちご狩りと昼食、アクアマリン散策）を行います。

歳末助たすけあい募金配分金を活用することから、令和4年12月から令和5年1月末までの期間に3回に分けて実施します。

(3) 予算額 635千円（歳末たすけあい配分金）

【令和4年度改編事業】

1 いわき市つどいの場創出支援事業について

平成29年4月から、介護予防事業を住民主体で参加しやすい地域に根ざした介護予防活動の展開を図るため、高齢者を年齢や身体の状態によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防事業の地域展開を目指して、本会とNPO法人 地域福祉ネットワークの2法人が市から事業委託を受け実施してきました。

令和4年4月からは、相談窓口の明確化を図り、よりきめ細かく運営支援を行っていく方針となり、本会に委託先を一本化することとなったことから、当事業の運営に係る職員を新たに5名配置（平・小名浜・勿来・常磐・本部）し、市が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

(1) 配置人数 18名

(2) 主な支援内容・取組み

- ア 地域資源の整理（新たに活動を希望する団体の取組み状況の把握等）
- イ コーディネート支援（活動プログラムに関する助言等）
- ウ はたらきかけ支援（各団体の課題の把握と解決策の検討等）
- エ 運営支援（補助金申請に係る申請書類の作成支援等）
- オ 関係機関との情報共有（長期欠席者や虚弱高齢者等の把握等）
- カ いわき市「つどいの場」会食事業に係る事務
- キ つどいの場支援に係る補助金交付に係る事務
- ク 事業に関する記録及び報告

(3) 予算額 40,313千円（市受託金）

2 生活困窮者生活サポート事業について

平成 28 年 4 月から、18 歳未満の子どもを持ち生活に困窮する世帯及び市内の児童養護施設等を対象に、企業・市民等から提供を受けた食糧等を給付する「たすけあい子育てフードバンク事業」を実施し、自立に向けた支援を行ってきた。

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢等の変化により、困窮者の増加や属性を問わない緊急的な食糧等の支援に関する相談が増加してきたことから、要綱を一部改正し、弾力的に対応できる支援体制の構築を図ってきた。

しかしながら、既存事業では困窮者に対する支援の限界を感じる部分もあることから、「生活困窮者生活サポート事業」として事業改編し、たすけあいフードバンク事業を軸に、関係団体等と連携・協働しながら、総合的な相談対応と生活再建及び自立に向けた支援を行います。

(1) 事業内容及び対象者

ア たすけあいフードバンク事業

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合が運営する「コープフードバンク」及び企業・市民等から提供を受けた食糧等を生活困窮世帯及び児童養護施設等へ定期的に給付し、生活の安定や自立支援を行います。また、市内のフードバンク事業実施団体等とのネットワークを構築し、生活困窮者に対する支援の強化を図ります。

イ 一時的食糧等支援事業

食糧がない世帯やライフラインが止まっている世帯に対し、緊急的かつ一時的に食糧及び生活用品等の給付を行うことで、当座の生活の安定を図り、当該世帯の自立に向けた就労支援や家計改善支援等につなげ、継続的な支援を行います。

ウ 乳幼児のいる世帯支援事業

乳幼児のいる生活困窮世帯に対し、関係機関・団体との協働により、粉ミルクや離乳食・紙おむつ等を給付することで、当該世帯の生活状況の把握に努め、子どもの健全な育成と経済的自立や新たな支援の構築を図り、必要な支援につなげます。

エ DV被害者支援事業

DV被害者支援を行う「NPO 法人いわきふれあいサポート」と連携し、被害者の経済的自立に向けた情報の提供や生活用品等の給付を行います。

(2) 予算額 679 千円（会員会費 68 千円・一般募金配分金 611 千円）

3 生活支援相談員等配置事業について

平成 23 年 7 月に福島県社会福祉協議会から生活相談員配置事業を受託し、東日本大震災被災者に対応する見守り、相談、福祉制度の情報提供、災害公営住宅での交流の場づくり等を実施してきた。

令和 4 年 4 月から「地域共生社会における個別支援を基盤とする地域支援の展開」を図るため「避難者地域支援コーディネーター」が新設され、復興公営住宅が立地する市町村へ配置されることになったことから事業を改編し生活支援相談員と併せて配置し、避難元社協と協働連携により本市における復興公営住宅（17 団地）と立地地域との関係づくりに向けた取組みを行います。

(1) 配置人数 2 名（内 1 名は、生活支援相談員と兼務）

いわき地区には、本市の他に避難元社協へ各 1 名（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）を含め、6 名の配置となります。

(2) 主な支援内容・取組み

ア 生活支援相談員（個別支援）

- ・被災者宅への訪問活動による相談、見守り支援による課題の把握
- ・サロン（交流会）活動等の企画運営

イ 避難者地域支援コーディネーター（地域支援）

- ・復興公営住宅等が立地される地域との連携を促進
- ・避難元社協と連携を図り、復興公営住宅団地見守り連携会議の企画開催
- ・避難元社協生活支援相談員の個別支援に係る連携調整とバックアップ

(3) 予算額 7,685 千円（県社協受託金）

令和4年度事業計画

基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」

基本目標 1 共に生きる社会をつくるために

地域社会経済の変容等を背景として、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

地域共生社会を実現するために、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての住民が繋がりを育み、さまざまなバリア・障壁などの解消・軽減に努め、共に理解し支え合う社会を創るための取組みを推進します。

基本計画 1-1 本人の意思の尊重

(1) 意思の尊重（自己決定権の尊重）

自己決定権の尊重を本会における福祉活動の基本とし、すべての相談援助者及びサービス担当者は、本人の意思を尊重し、その実現に向け支援します。

本人は、どこでどのように暮らすことを望んでいるか、最も安らぐ環境とはどういうものか、将来を見据えた時に今取り組むべきことは何かなど、本人の現在とこれからについて、本人の声に耳を傾け、本人の立場で考え、可能な限りその実現の支援に努めます。

(2) 意欲の尊重

自己決定権の尊重と同様、意欲の尊重を本会における福祉活動の基本とし、支援に際しては、本人のできることにしたいことを見極め、最大限尊重する必要があります。

本人の嗜好や生活のペース、ADL（日常生活動作：食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動）などを把握しながら支援します。

基本計画 1-2 子ども・子育て支援の充実

(1) 安心して子どもを産み育てる環境整備

育児負担の軽減と親子の孤立防止を目的に、子育てに関する相談や情報提供を行う場として、子育てサロンなどの居場所づくりを進め、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備に取り組みます。

また、支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携・協働しながら、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組み、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに努めます。

<主な事業>

- 子育てサロン事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 産前・産後ヘルパー派遣事業

基本計画 1 - 3 高齢者福祉の充実

(1) 健康づくり・介護予防の推進

地域における健康づくり・介護予防の推進には、共助・公助（フォーマルサービス）に加え、自助・互助といった住民主体の取り組み（インフォーマルサービス）の拡大・定着させることが重要であり、中長期的な視点を持ちながら、住民支え合い活動などの取り組みを推進し、健康増進に努めます。

(2) 介護人材の確保・育成等

今後、認知症高齢者、高齢者のみ世帯等の増加が見込まれ、令和7年には、全国で約38万人の介護人材が不足するとの見通しから、介護ニーズの高度化・多様化に対応することができる介護人材の確保及び介護サービスの質の向上が図られるよう、積極的に介護実習生等の受け入れを行うほか、市民向けに介護技術等の習得を目的とした講座を開催し、介護人材の確保及び育成を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業（改編）
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 各種事業の開催（介護予防教室・介護技術講座等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 福祉人材センター協力指定事業
- 介護保険（在宅サービス）事業

基本計画 1 - 4 障がい者福祉の充実

(1) 障がい者に対する理解・合理的配慮の推進

地域、職場、学校等において障がい者への理解を深め、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民への意識啓発を行い、福祉のまちづくりを推進します。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

地域において障がいや疾病等を抱える方が安心して暮らすために、必要とする福祉サービスを安心して利用できるよう、関係機関と連携・協働しながら、各種サービスの内容を充実させるとともに、安定的にサービスを提供できるよう支援します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業

- 車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業
- 介護保険（在宅サービス）事業
- 障がい福祉サービス事業
- 身体障がい者訪問入浴サービス事業
- 当事者団体活動助成事業（市盲人福祉協会・市腎臓病患者友の会）

基本計画 1 - 5 生活困窮者対策の充実（所得、就労、住居など）

（1）生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進

生活困窮者が抱える課題を解決するため、「いわき市生活・就労支援センター（市受託）」を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援する取り組みを進めます。

また、経済的支援が必要な世帯（低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯、失業者世帯）への支援として、生活資金貸付事業や生活福祉資金貸付事業を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

（2）制度の狭間にある方への支援

ひきこもり、認知症高齢者の徘徊、セルフネグレクト（いわゆる「ゴミ屋敷問題」等）など、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」にある方の支援が課題となっており、問題を抱える方や家族が早期の相談支援につながるよう、関係機関と連携・協働し、地区保健福祉センターや地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と、地域ぐるみで見守り、支援する体制の整備を進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 福祉総合相談センター事業
- **生活困窮者生活サポート事業（改編）**
- 児童養護施設歳末支援事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- **重層的支援体制整備事業における多機関協同事業（新規）**
- 生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業
- 法外援護事業
- 調査研究事業

基本計画 1 - 6 社会的孤立対策の充実（自殺、ひきこもり、犯罪者の社会復帰など）

（1）誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくり

人口減少、少子高齢化、単身世帯やひとり親世帯の増加等により、日常の困りごとや不安などを気軽に打ち明けられる機会が少なくなっております。

地域の誰もが気軽に参加でき、交流や結びつきを深めることのできる子育てサロンやつどいの場などの実施を通して、各種情報の提供や声かけにより、社会とのつながりが出来るよう支援する取り組みを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業（改編）
- 地域の居場所づくり（勿来）（新規）
- 子育てサロン事業
- 生活支援相談員配置事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）

基本計画 1-7 多文化との共生

（1）多文化との共生

国籍や民族など異なる文化を持つ人々が抱える問題として、住宅への入居拒否、低賃金・長時間労働・社会保険未加入など労働環境の問題、子どもの不登校、不就学問題、言葉による孤立などがあります。

言葉や文化の壁を超えて共に理解し、尊重し合いながら生活を送れるよう、多様な関係者との連携を図り、地域内における住民同士の繋がりの中で、不安や悩みを解消できるよう支援に努めます。

また、国籍、年齢、性別、障がいの有無等関係なく、全ての人が安心して快適に生活することができるよう、ユニバーサルデザインの推進を担う人づくりに努めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業

基本目標 2 支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために

単身世帯の増加や高齢化の進行により、地域社会のつながりが減少しつつあることが、災害や犯罪への対策、移動手段や住まいの確保などに影響を及ぼしています。

支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために地域福祉活動を推進する担い手の育成、活動しやすい体制づくりを進めます。また、市民や行政、事業所等が連携を図り、地域での生活基盤の安全・安心の確保に努めます。

基本計画 2-1 福祉意識の醸成

(1) 住民意識啓発の推進

障がいの有無、性別・年齢・国籍等に関わらず、お互いに理解し尊重し合い、地域の一員であることを地域全体で認識できるよう、人権意識や男女共同参画意識に関する意識啓発を行い、ボランティア活動や地域福祉活動への参加を呼びかけ、地域で暮らす誰もが活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進

市内の各学校等において、児童・生徒を対象に、青少年福祉体験学習等を実施し、一人ひとりが自分自身を見つめ、理解したうえで、他者への思いやりを持てるよう福祉の意識を育むための取り組みを進めます。

また、幅広い年代を対象に、福祉をテーマとした講座等を開催し、福祉問題や生活課題への関心を高めるとともに、それらの解決に向けて、自らがボランティア活動や地域福祉活動の実践者となるよう働きかけを行います。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・世代間交流等）
- 青少年福祉体験学習事業
 - ・ 学生×福祉教育で考える「ふくし」（平）、高校生のためのボランティア講座（勿来）（新規）
 - ・ ボランティア講座（内郷）（新規）
- サマーショートボランティアスクール事業
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加
- 広報紙発行事業

基本計画 2-2 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉の担い手づくり

制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がっていく中で、地域福祉活動に関わる新たな人材の発掘・育成に取り組むことにより、地域で暮らす人々への関心を高め、お互いを思いやり、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

(2) 地域福祉活動への参加を促進する環境づくり

住民支え合い活動やボランティア活動に関する情報を広報紙やホームページ等を活用して発信し、地域福祉活動への参加意欲を高めます。

地区協議会を基盤として、住民と共に多様化する福祉ニーズや地域課題への解決に取り組みながら、自らの地域は自らが支えていく意識の啓発を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業（改編）
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・住民支え合い活動連絡会等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 広報紙発行事業

基本計画 2 - 3 福祉ボランティア活動などの推進

（1）ボランティア活動の育成と支援

若い時代からボランティア活動への興味関心を育むため、定期的に学校や職場、地域等に向けてボランティア活動の情報発信に努めます。

また、積極的にボランティア相談の受け付けを行い、ボランティア活動に参加するきっかけづくりを進めます。

災害時には災害ボランティアセンターを運営し、速やかに被災者や被災地域の支援ニーズを把握するとともに、市内外からのボランティア受け入れと活動調整を行います。

（2）地域活動団体への支援

老人会や婦人会、住民支え合い活動実践団体（第3層協議体）等、地域コミュニティの活性化に取り組む団体を支援し、地域や社会との繋がりの中で、住民同士が支え合い安心して暮らすことができる地域づくり活動を支援します。

（3）活動資金の確保

ボランティア団体、NPO法人等の活動を支援するため、いわき市ボランティア基金や共同募金会が実施する赤い羽根共同募金、その他民間助成金等の案内や情報提供等を行い、活用を促します。

また、各団体の会員等の資質向上を図るための研修会や大会等への参加促進を図るため、福祉活動支援バスの借上げ助成を行います。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・ボランティア連絡会等）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業
- 広報紙発行事業
- ボランティア活動センター運営事業
- 災害ボランティアセンターの常設運営
- 災害見舞金配分事業
- ボランティア基金運営事業（いわき市ボランティア活動助成事業）
- 赤い羽根共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進

基本計画 2 - 4 見守り支援体制の整備

(1) 見守り支援体制の充実

多様な要因による社会的孤立を防止するため、要支援者や子育て世帯、災害による被災者等、見守りと支援が必要な方々を早期に発見し、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センター等、関係機関との連携・協働により、早期の相談支援へつなげるよう体制整備を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- **つどいの場創出支援事業（改編）**
- 各種事業の開催（高齢者友愛訪問・夕食宅配サービス等）
・ **高齢者いきいき訪問事業（小川）、歳末たすけあい 友愛訪問（川前）（新規）**
- 子育てサロン事業
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 避難行動要支援者マップ作成事業
- **生活支援相談員等配置事業（改編）**
- 行政嘱託員（区長）連合協議会・民生児童委員協議会との合同連絡会

基本計画 2 - 5 虐待防止体制の充実

(1) 虐待未然防止、早期発見

育児・介護従事者が抱える負担を軽減できるよう、子育てサロンや家族介護教室等を実施し、地域の経験者や同様の悩みを持つ方たちと情報共有できる場づくりを進めるとともに、要支援世帯等へ定期的な訪問を行い、相談支援体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携しながら、虐待（児童、高齢者、障がい者）やDV（配偶者等）に関する知識の普及・啓発を図り、虐待の未然防止又は早期発見に努めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- **つどいの場創出支援事業（改編）**
- 各種事業の実施（介護者友愛訪問・在宅介護者支援等）
・ **虐待防止講座（四倉）（新規）**
- 子育てサロン事業
- たすけあい子育てフードバンク事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 介護保険（在宅サービス）事業
- 産前・産後ヘルパー派遣事業

基本計画 2 - 6 相談・支援機関のネットワーク強化

(1) 包括的な相談支援体制の整備

多様化する地域課題や困りごとの相談に対応するため、心配ごと相談や無料法律相談等を実施し、住民が抱えるあらゆる相談を受け、金銭問題や住宅問題等、複数の問題を有する場合は、相談支援機関との連携・協働により、課題解決に向けた支援を行います。

<主な事業>

- 福祉総合相談センター事業
- 子育てサロン事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- **重層的支援体制整備事業における多機関協同事業（新規）**
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- **生活支援相談員等配置事業（改編）**
- 車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業
- 介護保険（在宅サービス）事業

基本計画 2 - 7 避難行動要支援者支援制度の充実

(1) 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備

避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者に関する情報を共有し、日頃からの支え合いや災害時の迅速な避難誘導に繋げるよう、地域全体として災害発生に備えた避難行動計画の取りまとめや、自主防災会等を中心とした避難訓練の実施、災害・避難情報の確実な伝達方法を検討するなど、防災意識の醸成を進めます。

(2) 避難行動要支援者マップ作成事業

避難行動要支援者や日常的に支援を要する方の所在地、避難所の場所、周辺の活用可能な社会資源、避難方法等を標記したマップ（地図）の作成を通して、避難行動要支援者の避難方法を検討するなど、地域住民が支え合い、支援する仕組みづくりを進めます。

(3) 福祉避難所の運営支援

一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所に対して、市との協定に基づき、介護職員等の派遣をするなどその運営を支援します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 避難行動要支援者マップ作成事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業

基本計画 2-8 防犯対策の充実

(1) 市民による自主的な防犯活動の推進

いわき市防犯まちづくり推進条例の「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」との基本的認識に立ち、住民同士がお互いに見守り合う意識を高めるとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を対象に、緊急連絡カード（兼）救急医療情報キットの配備を促進し、安心・安全に暮らすことができる地域づくりを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業

基本計画 2-9 交通移動手段や住まいの確保

(1) 生活支援の創出

生活支援や交通の移動手段、住まいの確保を必要とする低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等が安心して生活できるよう、相談支援機関との連携・協働により、課題解決に向けた支援を行います。

また、高齢者等が抱える不安や孤独、生活上の困りごとの解消を図り、行政区等や支所（平地区含む）を単位に、住民支え合い活動を展開し、支え合いサポーターによる「ゴミ出し」「電球交換」「草引き」「買物代行」等を実施し、引き続き、新たな生活支援ニーズや地域課題を把握したうえで、必要な生活支援サービスの充実を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき市社会福祉法人等連絡会（新規）

基本計画 2-10 権利擁護・成年後見の充実

(1) 権利擁護支援体制の強化

福祉サービスの多くは利用者との契約に基づき提供されております。

認知症高齢者や、障がい者等が地域で安心して生活できるよう、それぞれの判断能力の程度や生活状況を踏まえたうえで、本人の意思決定を尊重し、より良い生活の実現に向けた支援に努めます。

(2) 成年後見制度の普及・啓発

判断能力が低下した場合に適切な制度利用へつながるよう、判断能力が十分なうちに成年後見制度を理解してもらうよう、パンフレットの配布等により、普及・啓発を図ります。

(3) 女性の権利擁護

女性が社会的又は家庭的に阻害される恐れのある問題や女性の持つ生活上の問題を発見した際には、早期に生活の援護、更正等が図られるよう、市女性相談員や家庭相談員、関係機関等と連携し、問題解決の支援に努めます。

(4) 子どもの権利擁護

子どもは、誕生した時から家族の大切な一員であると同時に、地域社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在であります。

ひとりの人間としてその人権が尊重されるよう、子育てに関する不安や悩みを抱える世帯を発見した際には、子育てコンシェルジュや保健師、関係機関等と連携し、問題解決につなげます。

<主な事業>

- 福祉総合相談センター事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- **重層的支援体制整備事業における多機関協同事業（新規）**
- **生活困窮者生活サポート事業（改編）**
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業

基本目標3 健康で自分らしい暮らしをつくるために

人生100年時代を迎えています。誰もが心身ともにすこやかで、生きがいを持ち、活躍の機会の創出が求められています。

自分らしい暮らしをつくるために、自らの健康づくりを進めるほか、病気になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように保健医療体制の充実に努めます。

また、誰もがいきいきと生活できるように、就労、文化、スポーツなど保健以外の様々な分野との協働による環境整備に努めます。

基本計画3-1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり支援のための環境整備

健康づくりに対する意欲を高めるため、個人の健康についての意識啓発と、健康づくりに関する自主的な活動を行う個人・団体等が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、活動を支援する取り組みを進めます。

(2) ライフステージに応じた健康づくり

高齢期における日常生活の自立や、社会生活機能を維持させるためには、子どもの頃からの食育やより良い生活習慣の定着、働く世代の健康意識の向上を図ることが重要であり、自主的な健康づくり活動への参加を促します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業(改編)
- 子育てサロン事業
- 各種事業の実施(地域健康増進活動・地域配食サービスボランティア等)
- 百歳賀寿の実施

基本計画3-2 保健医療体制の充実

(1) 医療介護の連携

令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。

継続的な医療と介護サービスを必要とする方が増加すると見込まれることから、誰もが住み慣れた地域で、最後まで自分らしく暮らし続けることができるよう、保健・医療機関との連携を強化し、最適な介護サービスの提供に努めることにより、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

<主な事業>

- 介護保険(在宅サービス)事業
- 障がい福祉サービス事業
- 身体障がい者訪問入浴サービス事業

基本計画 3-3 産業、教育など保健福祉以外の様々な分野との協働

(1) 保健・福祉以外の様々な分野との協働

地域における様々な福祉問題や生活課題に対応するため、福祉関係者はもとより、保健・医療、教育、企業等の他分野と連携・協働しながら、地域内で困りごとを抱えたまま孤立することのないよう早期発見解決を図ります。

また、災害が発生した際には、いわき青年会議所との防災協定に基づき、支援体制を迅速に整え、被災者・被災地域の支援に取り組みます。

(2) 社会参加しやすい環境づくり

地域や社会とのつながりを維持していくためには、「学ぶ」、「働く」、「趣味」、「地域貢献」等、様々な機会を通して、人々が交流していくことが必要であります。

誰でも気軽に地域活動や行事に参加できるきっかけづくりを通し、新たな地域福祉活動の実践者となれるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業（改編）
- 各種事業の実施（青少年地域交流・福祉風土づくり等）
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加
- ボランティア活動センター運営事業

社会福祉協議会の組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」を推進することを使命として、地域福祉への住民参加による活動を推進します。

(1) 組織体制

公共性の高い社会福祉法人として、透明で公平な事業に係る意思決定や事業運営を行います。

- 理事会・評議員会の開催
- 監査の実施
- 各種専門委員会の開催
- 地区幹事会・福祉推進会の開催
- 福祉推進委員等役員研修の実施

(2) 財源および財務運営

会費・寄付金・共同募金配分金・基金財源などの「民間財源」、補助金・委託費などの「公費財源」、介護報酬・社会福祉センター経営などの「事業収入財源」を財源として運営するとともに、効率的事業推進により安定的な財務運営に努めていきます。

- 会員会費の推進
- 共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進
- ボランティア基金の運営
- 補助・受託事業の実施
- 介護保険事業の実施
- いわき市社会福祉センターの管理・運営

(3) 職員体制および職員研修

事業を推進するうえで適切な職員体制をとるとともに、事務事業の実践能力や専門性の向上が、市民サービスの向上と組織の活性化に直結することから、職務を通じた研修やテーマごとの研修を実施します。また、全国社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会等の様々な団体が実施する研修会や講習会へ職員を派遣するなど、計画性と継続性をもって職員の資質向上を図っていきます。

- 計画的な職員の採用
- 職員の資格取得の奨励
- 職場内研修の実施
- 職場外研修の実施